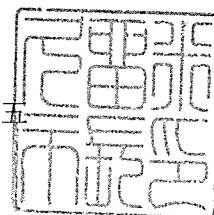


久留米市告示第 245 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項の規定により、久留米市長が指定する地域における規制基準を次のように定め、この告示の日から施行する。

令和 7 年 4 月 30 日

久留米市長 原口 新五



特定工場等において発生する騒音に係る規制基準

時間の区分		朝	昼	夜	夜間
		午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
区域の 区分	第 1 種 区 域	45 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
	第 2 種 区 域	50 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下
	第 3 種 区 域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
	第 4 種 区 域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

第 1 種区域：別添図面において緑色で着色した区域

第 2 種区域：別添図面において黄色で着色した区域

第3種区域：別添図面において桃色で着色した区域

第4種区域：別添図面において青色で着色した区域

（別添図面は省略し、当該図面は、久留米市環境部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。）